

令和元年6月21日現在

機関番号：34314

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03453

研究課題名(和文) 社会的養護における子どもと女性の人権保障—ケアの倫理の視点から

研究課題名(英文) Rights of children at risk and in care

研究代表者

若尾 典子(wakao, noriko)

佛教大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：70301439

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：社会的養護における子どもの権利は、保育と同様、日本国憲法24条に根拠づけられる。憲法24条は、家族に関する法律に個人の尊厳と両性の平等を要請する。家族のなかで「個人の尊厳」が最も必要なのは、子どもである。子どもの生存は家族に依存しているからである。もちろん子どもの生存権は、すでに憲法25条によって保障されている。しかし、25条にしたがって制定されている生活保護法は、家族を単位にしている。ところが子どものケアを受ける権利は、家族から自律して個人の尊厳を保障するものでなければならない。憲法24条は、家族のなかの人権保障を要請する点で、子どもの権利の基本原則を提供している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「子どものケアを受ける権利」を日本国憲法24条を根拠に提起した。24条「家族における人権保障」は、私的領域への介入抑制のためか、その射程は「公序」にとどめられ、下位の法律に委ねられる傾向にある。結婚姓・同性婚など少数者の人権保障が進展しない理由でもある。とくに「子どものケアを受ける権利」は、子どもの生存に関わる人権問題であるにもかかわらず、憲法上の根拠がないとして、児童福祉法の問題とされている。これにたいし憲法24条「家族における個人の尊厳」保障すなわち「家族のありかた」により差別されず「ひとしく」ケアを受ける権利が、児童福祉法の「保育」「療育」そして「養護」であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：As for the right of the child in Alternative Care as well as Childcare, Constitution of Japan Article 24 is well-grounded. Article 24 calls the civil law for a thing of personal dignity and the equality of the woman and man. It is a child that personal dignity is the most necessary in the family. It is because the survival of the child depends on the family. Constitution Article 25 has already guaranteed the right to live of the child. But according Article 25 the National Assistance Act makes a family unit. However, the right to receive care of the child must be a thing guaranteeing free personal dignity from a family. Constitution Article 24 establishes the foundation for the right of the child as a rule to call for the human rights in the family.

研究分野：憲法・ジェンダー法学

キーワード：ケア 人権 家族 日本国憲法24条 児童福祉法 社会的養護 生存権 子どもの権利条約

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

21世紀に入り、「社会的養護」(Alternative Care)の改革が、「保育」(Care and Education)とともに国際的に進展している。保育はOECD¹やUNESCO²が、各国で幼保一元化が進められている現状を受け、保育所保育と幼稚園教育の区別を廃止し、0-6歳児対象の「ケアと教育」保障を提言する。社会的養護の領域では、国連・子どもの権利委員会が、「家庭環境を奪われた」子どもの生活実態を調査し、施設養護を子どもの発達に有害として、「家庭的環境」(里親やFamily home、あるいは家族再統合の強化)の保障を提言している。もちろん日本においても、待機児童や児童虐待が社会問題化しており、その取り組みは緊急の課題となっている。しかも、日本政府の政策的対応には問題があるとの「勧告」が、OECD及び国連・子どもの委員会から出されている。「ケア」を「子どもの人権」として保障する制度改革が求められている。

2. 研究の目的

日本における「子どもの人権」保障を進展させること、すなわち日本国憲法における「子どもの人権」の射程を、公的領域にとどめず私的領域にも及ぶことを示すことが、本研究の目的である。憲法学において子どもの権利は、教育・労働の分野で検討されてきた。それは日本国憲法に26条・27条という根拠規定があり、その下で学校教育法・労働法が制定されているからである。すなわち教育・労働の領域では、子どもも大人と同様に、家族のありようにかかわらず「個人」として権利保障がなされることが明確である。これにたいし「ケア」をめぐる問題は、家族に委ねられてきた。家族内部の問題に関して憲法学は、公私分離の原則にたち、憲法学の課題というより、児童福祉法上の問題とみなす傾向があった。したがって児童福祉法が子どもの権利の基本法と位置づけられ、ケアの問題は「すべての子ども」の問題として、「保育」「社会的養護」そして「療育」(障害をもつ子どものケア)を規定した。ただし子どもが「保護される」という表現があり、ケアの提供が困難な「家族」(=母親)への支援、すなわち「要保護家族」支援法といえる運用が行われる傾向があった。この「要保護家族」観を打破し、子どもを「保護」の客体から「権利」の主体へと転換させることが、国際機関の提言であり、それゆえ日本が「勧告」を受ける理由もあった。そして2016年児童福祉法1条は、「子どもの権利条約の精神にのっとり...子どもは...権利を有する」と改正された。児童福祉法は「子どもの権利」を明記した。しかし、その根拠法は「子どもの権利条約」のみである。日本国憲法に根拠をおかないままの「権利」規定では、従来、「行政解釈」によってきた「子ども保護」政策を温存する危険性がある。日本国憲法がケアを子どもの人権として保障することを射程に入れていないのかを検討する必要がある。

3. 研究の方法

主として文献研究であり、その対象は、憲法学、社会福祉学、そして国連の「家族の価値」運動および日本の「家族保護」運動に関する資料およびこれを対象とする研究などである。

4. 研究成果

(1) ケアの人権保障は、どのように提起されたか？

ケアの人権保障への第1歩は、1979年女性差別撤廃条約に始まった。その前文は「家族の福祉」に関して、次のように述べている。

「家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要である」

ここでいう「家族の福祉」が「ケア」の問題である。同条約は、ケアが、その担い手を女性に限定し、女性を家族のなかに囲い込むための道具となってきた、という。ケア責任を女性に強要してきた性別役割分担論によって、女性の労働・社会活動が制約され、同時に、ケアは家族の責任とされ、責任を果たす家族が「公序」とみなされ、ケアの提供のできない「要保護」家族が公的支援の対象とされてきた。同条約は、ケアの提供を家族=女性に強制する「近代家族秩序」を問題にし、ケアの提供は女性・男性そして社会の責任であることを宣言した。

そしてケアを受ける子どもについて2点が規定される。1つは「子の利益」の重視である。子の養育を男女の共同責任にすると、両者が一致しないケースを考える必要性が浮上する。それゆえ「あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする」(5条b)という。いま1つは「保育施設の充実」である。男女がともに「親としての家庭責任」と「労働」と「社会活動」を担うためには、社会サービスの提供が必要(11条2c)であることを明記する。女性差別撤廃条約は、ケアの提供を女性に限定せず、女性・男性そして社会の責任とし、「子育て」と「保育施設」は女性だけでなく男性にとっても重要であり、公的政策が必要だとした。

ただし女性差別撤廃条約は、「保育施設」は親の「家庭責任」と「労働と社会活動」の両立のための社会サービスという位置づけに止まる。またケアの担い手への関心から、家族のなかのケアの平等な責任という、両性の平等の私的領域への拡大を提示したが、家族のなかに居場所のない「家庭環境を奪われた子ども」への関心はない。

ケアを子どもの人権保障とみなしたのは、1989年子どもの権利条約である。親の権利として子どもの養育を考え、子どもを親権の下で保護されるべき存在とする従来の家族観は、子ども

が権利の主体であり、その保障の責任を保護者および国の役割とする考え方へと転換した。しかし「保育」について子どもの権利条約は、女性差別撤廃条約を継承する。女性差別撤廃条約は、子どもにケアを提供する母親が夫権によって監督・支配されてきたことを問題にした。子どもの権利条約 18 条も「児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有する」ことを宣言する。「親の第一義的責任」規定で「親」が母だけでなく父でもあることを確認し、同条 3 項で、保育を父母が働いている児童の利用する権利とする。子どもの権利条約も、保育所利用を労働する親をもつ子どもに限定する傾向は克服されず、21 世紀以降の課題となる。

しかし「社会的養護」に関して子どもの権利条約は、女性差別撤廃条約と異なり、明確な規定をもつ。20 条「家庭環境を奪われた子どもの養育」が「国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する」と規定する。19 条「親などによる虐待・放任・搾取からの保護」の規定があり、家庭環境を奪われた子どもの存在が認められ、その子どもの保護・援助を受ける権利が規定される。子どものケアを受ける権利は、親の自己責任ではなく国の責任となった。1925 年ジュネーブ条約以来、「子どもの権利」は宣言として登場していたが、子の利益の保障を親権に委ねる各国の近代家族法の厚い壁に阻まれ、条約化は進展しなかった。女性差別撤廃条約が、ケアを提供する母親が近代家族法の下で、夫権の管理・支配下にあったことを問題にしたことを受けて、子どもの権利条約は、子どもを保護する「親権」が子どもを「父権」の管理・支配下におくものであることを問題にする。子どもを親権の下で「保護」する「家族観」から、子どもは権利の主体であり、その権利が侵害される時は、親であっても国家の介入を受ける「家族と国家」の新しい関係が明記された。ただし社会的養護の実態が問題となるのは、21 世紀に入ってからのことである。

女性と子どもは、ケアを提供する側とケアを受ける側として、家族圏において家長により「保護される」存在とみなされ、その生存は「家族」に依存するものとされてきた。この構造は、近代憲法の公私分離論により保障されてきた。憲法は公的領域から家族の問題を排除し、夫権・父権の下に女性・子どもを管理・支配する近代家族法を正当化する役割を担ってきた。女性差別撤廃条約と子どもの権利条約の成立は、近代憲法の保護する近代家族制度を变革する第 1 歩であり、この家族観の転換を出発点として、その後、国際機関を中心に、家族のなかの女性・子どもの権利保障が進展している。

(2) 日本国憲法の射程に、ケアの人権保障は入っているのか？

人権保障としての「ケア」が登場するのは国際的にみれば、1970 年代以降のことである。したがって 1946 年に成立し、その後、改正されていない日本国憲法に、ケアの人権保障が想定されているとは考えにくい。ところが戦後改革期、日本国憲法を受けて制定された民法と児童福祉法・学校教育法には、前者については夫権を否定する結婚姓規定が、後者については子どものケアを受ける権利保障という視点からの「保育」規定が、見いだされる。これらの規定は偶然なのか、それとも日本国憲法がケアの人権保障を射程に入れているからなのか？

前者は、現在は夫婦同姓強制制度と命名され、かつ多くの国々で夫婦別姓制度が成立しているなか、日本だけが改正しないていることは、日本に特殊なイエ制度の維持をはかるものであると批判されている。しかし、日本国憲法成立当時、欧米の近代家族法の多くは、結婚姓を同姓強制とするだけでなく「夫の姓」を強制した。夫の姓 (= 家長の姓) の下で妻・子を「保護」する制度が近代家族法だった。ようやく 1970 年代以降、近代家族法の「夫の姓」強制制度が問題になり、別姓制度へと改正されるのは 1990 年代のことである。これにたいし日本で戦後改正された民法は、結婚姓を「話し合い」の下におき、近代家族法の核である夫権を否定した。この規定は、民法改正を主導した民法改正委員会の提案ではなかった。当委員会の構成メンバー (官僚・民法研究者) は、近代家族法が「夫の姓」強制制度であることを知っており、民法改正草案においても「夫の姓」とした。ところがこの改正案は、GHQ のウィード氏の 6 回にもわたる拒否にあう。ウィードの反対は日本の女性たちの意見によっていた。改正草案をみた日本女性はイエ制度の経験から、結婚姓を夫の姓とすることに反対した。もし夫の姓とすれば、夫の家の姓の継承と同じことになり、イエ制度は維持される、と。その結果、近代家族法の核である夫権の支配は結婚姓に関して否定された。日本国憲法 24 条がイエ制度の廃止を要請し、かつ新たに制定する家族に関する法律が「個人の尊厳」と「両性の平等」に立脚すべきことを要請していたためである。24 条は、特定の家族制度 (= イエ制度) の廃止にとどまらず、新たに制定される家族制度に「公序」 (= 「家族保護」) ではなく人権保障を要求するものだった。憲法 24 条の下、日本の女性たちはイエ制度の経験から、他国の動向にかかわらず、日本で夫の姓を法律で規定すれば、夫の家の継承となると判断した。憲法 24 条のイエ制度の廃止の要請を、日本女性は特定の家族像を公序とすることへの反対として、活かしたのである。

後者については、児童福祉法は当初、保育所を労働女性の子どものみに限定しなかった³。欧米諸国では、労働女性の子どもの保育所に、有産階級の女性の子どもの幼稚園にと、二分化されていた。階級差別とは、女性労働の有無による家族形態の差別でもあった。日本でも、戦前、保育所と幼稚園の二元化が行政によって実施されていたが、現場において、幼稚園で最初に使用された「保育」が保育所でも使用されていた。この点を自覚的に貫いたのが、日本で最初の貧民幼稚園、すなわち最初の保育所といわれる「二葉幼稚園」である。この伝統の下、戦後、児童福祉法と学校教育法は、特筆すべき改革を行った。まず児童福祉法は「すべての子ども」に開放される保育所を明記した。しかも、この点の画期性は、提案した政府も検討した議員も、十分に自覚していた。女性が専業主婦か否か、という家族形態の違いによって、乳幼児の「保

育」が区別 (= 差別) されてはならないことが、児童福祉法制定時の考え方だった。これは、女性差別撤廃条約・子どもの権利条約においても明確ではなく、2000年にOECDやUNESCOが、そして2005年国連・子どもの権利委員会が、提言するに至っている。日本では1947年、戦後改革時に、児童福祉法が「すべての子どものケアを受ける権利保障」として保育所を設置した。その後、児童福祉法改正により「保育に欠ける子」に限定され、戦前と同様、幼保二元化が進められた。だが、日本の保育所関係者は二元化に反対しつづけ、「保育」内容の同一化を進めた。

幼保一元化の方向は学校教育法でも確保された。学校教育法は、児童福祉法制定直前に成立し、幼稚園を設置した。しかし制定当時、幼稚園関係者も保育所と幼稚園の二元化は問題だと考えており、学校教育法の幼稚園も、保育所と同じように「保育」を提供することが規定された。労働女性か専業主婦かという家族形態の違いによって、子どもの受ける「保育」が「保育所保育」と「幼稚園教育」に二元化することは、当時、国際的には自明のこととみなされていたが、日本では、戦後改革時、これを子どもにたいする「差別」と考える人々が存在し、二つの制度が設置はされたが、今後の方向としては統合することが児童福祉法と学校教育法で共有されていた。イ工制度の廃止という憲法24条の要請は、家族によって差別されない、ケアを受ける子どもの権利を射程に入れていた。

日本国憲法24条は、イ工制度の廃止を要請したが、それにかわる特定の家族像を公序として強制するものではなかった。それは憲法24条に続いて、25条以下、社会権が規定されている構成からも明らかである。イ工制度は家族に自己責任を負わせ、臣民に生存の義務を迫るものだったため、憲法24条はイ工制度廃止を要請したが、同時にそれまでイ工の自己責任とされてきた人々の生活保障が必要となった。そのため24条に続く25条以下は、生存権、教育権、労働権を規定した。憲法24条は、これら社会権の総則規定という役割をも担っていた。日本国憲法の社会権が、ヴァイマル憲法とは異なり、家族に依存しない「個人」としての権利を保障した特色をもつのも、総則規定としての24条によっている。憲法24条の存在は、民法の結婚姓と児童福祉法・学校教育法に共通する「保育」規定を登場させた。

(3) なぜ、憲法24条の下、ケアの人権保障は進展しないのか？

憲法24条のイ工制度の廃止の要請は、女性・子どもの権利保障を、公的領域にとどまらず私的領域にも貫徹した。しかし、この第1歩は、その後、進展しなかった。なぜか。家族の形成は、現実には企業の労働力政策によっているからである。もちろん、企業の労働力政策を生活保障の観点から規制することが政治の責任であり、日本国憲法の存在理由である。問題は、企業の労働力政策と、これに対する政府のケア (= 家族) 政策との関係にある。この検討は、1960年代以降の高度経済成長を推進した「家族ぐるみ」政策と、1990年代後半以降のグローバルゼーションに対応する「労働力流動化」政策の2段階に分けられる。

まず1960年以降、企業の労働力政策は、イ工制度から解放され「自由な職業選択」をする男性労働者と、結婚・家族責任を担う女性労働者(未婚者と生活補助者)という、労働者の家族形成を視野に入れた「家族ぐるみ」政策であり、大企業を中心に性別役割分担家族像が追及される。この「家族ぐるみ」政策は、改正民法にも適合した。夫婦同姓強制を「夫権」ではなく「二人の話し合い」に根拠づける民法750条により、性別役割分担家族の形成は、二人の合意による民主的家族の形成とみなされた。しかも民法760条は「夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生じる費用を分担する」とし、ケアの提供も実態は「女性への強制」だったが、民法上は「二人の話し合い」となった。この「話し合い家族」の最大の関心は「住宅」と「子どもの教育」にあり、この家族の課題にたいし、男性は仕事 (= 経済的貢献) を、女性は家計のやりくりと子の教育 (= ケアへの貢献) が求められた。高度経済成長の下、公序として性別役割分担家族が形成された。そのなかで日本の特徴は、他の先進諸国と違い「ポストの数ほど保育所を」というスローガンを掲げた保育所運動により、保育所の設置が進化したことである。ただ改正児童福祉法の「保育に欠ける子」規定を突破できず、保育所は女性労働者のための制度とみなされていった。しかも、この企業の「家族ぐるみ」政策は、ケアを女性に強制することによる女性労働者の低賃金化だけでなく、男性労働者を「過労死」に追い込むほど「家族への経済的奉仕」を要求する装置でもあり、日本企業の秘密兵器として「Karoushi」は世界的に有名になった。

この問題にメスが入るのは、1975年「国際婦人年」以降のことである。1985年女性差別撤廃条約の批准に伴い、男女雇用機会均等法が成立した。また、ケアへの男女協働を求める法律として「育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が制定された。ただし、同法の目的は、「子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援」とされ、「これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする」(1条)という。ケアの提供の「平等」の確保というより、現実にはケアをしている労働者(多くの場合、女性)の「福祉」と「経済・社会の発展」、すなわち企業の労働力政策への配慮が確保されている。

とはいえ1990年代前半までは「男女共同参画」政策が進展し、日本国憲法の重要性に注目が集まった。この点は男女雇用機会均等法1条にも表現されている。同法は女性差別撤廃条約を受けて成立したが、「法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり」(1条)と規定し、日本国憲法を活かす姿勢を示す。結婚姓の「話し合い」規定は実態としては「夫権の強制」であることが問題となり、1996年には法制審議会による法案が提示されるまで進展した。また幼保一元化の動きも活発化した。日本国憲法24条に込められたケアの人権保障が、具体化される方向に政治・政策が動き始めた。

ところが1990年代後半以降、企業の労働力政策が転換する。第二段階である。冷戦の崩壊とグローバル化の展開により、企業は、国際的な競争力が求められているとして労働力の流動化、すなわち「非正規」雇用拡大を求める。実は、1985年男女雇用機会均等法の成立と同時に、特定の職種に限定した「派遣労働」が登場したが、これをきっかけに、女性だけでなく男性にも「非正規雇用」が拡大する。1999年には例外措置から原則的雇用形態へと転換した。企業の「家族ぐるみ」政策は、男性労働者の生活保障を視野に入れていたから、日本のケア政策は企業福祉に依存しつつ、企業福祉から排除される人々への要保護家族支援として展開した。しかし第2段階では、企業の労働力政策から生活保障の視点は消え、男性にも女性にも生活保障のない非正規雇用化が進展する。非正規雇用の増大は、人々の家族形成を困難にすることはもちろん、正規雇用をめざす競争の激化により、若者の就職不安や企業のブラック化が促進され、労働・学校に居場所のない、家族に依存するほかない人々が増大する。家庭で「保護」されるのは、女性・子どもだけでなく、若者、高齢者、あるいは「生きづらさ」を抱える人々など広範囲におよぶ。家族依存者の多様化と増大により「家族解体」が進展する。ところが政府は、企業の労働力流動化を規制緩和として積極的に支援するだけでなく、窮状化する家族にたいし「自己責任」・「自助努力」を要求する。これは日本国憲法24条以下、社会権規定の全否定である。そこに2012年自民党改憲草案が登場する理由がある。改憲草案は、日本国憲法の否定、すなわち日本国憲法の「天賦人權」論を否定し、憲法13条の「個人の尊重」規定を「人」へと変更し、憲法24条に「家族保護」を挿入する。この改憲24条草案に提起されている「家族保護」条項とは「家族は助け合わなければならない」というものである。草案は国民に自己責任・自助努力を要求する道徳規範へと変質しており、もはや「憲法」ではない。政府は憲法にしたがって国民に人権を保障する責務がある、という立憲主義は完全に否定されている。なにより家族に依存するほかない人々に自己責任を要求することは「家族解体」促進のスローガンである。企業の労働力流動化政策を規制するのではなく、むしろ企業支援の立場から家族に自己防衛を求める「家族の自己責任」政策は、憲法24条を「家族解体」条項へと変質させる改憲草案を公然と掲げる政権によって、具体的に進められている。

第1に、保育について、OECDからの幼保一元化の勧告は無視され、児童福祉法24条「保育に欠ける子」規定は「保育の必要な子」へと変更するにとどまる。しかも、保育に関する新法「子ども・子育て支援法」は、新たに「親の第一義的責任」を強調する。親の第一義的責任は、女性差別撤廃条約も子どもの権利条約も、「父母」の子どもへの配慮義務を確認する規定だが、日本では子育てを「親の自己責任」とする意味をもつ。また「子育て」支援（＝要保護家族支援）は国民各階層の義務とされ、子育て支援の国家総動員法ともいえる法律である。OECDの要請する、子どもの「育つ」権利として平等に「ケアを受ける権利」を保障することはあいまいにされている。しかも待機児童問題を放置したまま進められている、保育・幼稚園利用者への無料化は、正規雇用者家族への優遇、すなわち高所得家族優遇である。

第2に、2016年児童福祉法改正において、社会的養護は「家族的環境」の保障が明記され、子どもの権利条約の要請に合致すると評価されているが、現実には施設の縮小と家族責任の強化として展開している。「家族の自己責任」論が子どもの生命・安全を犠牲にして進められている。社会的養護に求められるのは「家族」ではなく「家族的環境」の保障であり、安易な「家族再統合」を強要するものになってはならない。

そして第3に、児童福祉法1条が日本国憲法に言及していない問題がある。保育および社会的養護に関する2016年児童福祉法改正は、改憲草案に示された国家構想にもとづく「家族の自己責任」論の具体化であり、その総論的規定として児童福祉法1条を読み解くことができる。男女雇用機会均等法やDV防止法は、その制定過程で国際文書の影響が明白だったが、法律としては、当然のことだが、日本国憲法の下に位置づけられた。ところが児童福祉法は、子どもの権利が日本国憲法の「個人の尊厳」によって保障されることに言及しない。改憲草案24条の「家族は助け合わなければならない」規定が、すでに行政解釈として採用されているのではないか。

戦後日本の政治の特色の1つは、戦争責任を不問にする、すなわち日本国憲法を政治の指針として承認しないところにある。日本国憲法は、法律に憲法にもとづいて制定されることを要求しており、どの法律も憲法13条「個人の尊厳」と憲法14条「両性の平等」は求められている。そのなかで憲法24条は、家族に関する法律が憲法13条・14条の要請を確保することを、特別に明記する。日本国憲法は「家族」を「幸福追及の場」とすることを格別に要求する。そこに、イエ制度より戦争へと動員されたことへの深い反省⁴がある。国際的には21世紀に入り、ようやく、家族における人権保障の問題が本格化している。それは労働力流動化政策による家族解体は国際的に進展しており、「子どもの貧困」が深刻化しているからである。日本は敗戦時、家族解体・子どもの貧困に直面し、これを克服するために、平和主義（＝憲法9条）とともに、家族のなかの人権保障として憲法24条を掲げた。いま、憲法9条は明文改憲の対象として浮上しているが、憲法24条の変質は、児童福祉法や教育基本法・学校教育法のレベルで、着々と、改憲草案24条の具体化として進められている。この事態は逆に、憲法24条がケアの人権保障を射程にいれていることを明白にしてもいる。世界に先駆けて、家族を幸福追求の場にする課題に取り組んできた日本は、21世紀、子どもの人権保障を進める国際動向に対する日本国憲法を掲げ、24条の具体化として子どもの人権保障を進める必要がある。

- 1 『OECD 保育白書 人生の始まりこそ力強く』明石書店、2001 年。
- 2 UNESCO (2010) Caring and Learning together.
- 3 若尾典子「子どもの人権としての『保育』 ケアと日本国憲法」佛教大学福祉教育開発センター紀要 14 号、2017 年。
- 4 若尾典子「『家族』と日本国憲法 牧野英一の『家族保護』論」山元一他編著『憲法の普遍性と歴史背』日本評論社、2019 年刊行予定。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

若尾典子「平和主義と日本国憲法 24 条 なぜ、『家族保護』論は平和主義に敵対するのか」平和研究 50 号、39-57 頁、2018 年。

若尾典子「子どもの人権としての『保育』 ケアと日本国憲法」佛教大学福祉教育開発センター紀要 14 号、133-150 頁、2017 年。

若尾典子「性的自己決定権とアダルトビデオ」賃金と社会保障 1662 号、2016 年。

〔学会発表〕(計 2 件)

若尾典子「なぜ、『家族保護』論は平和主義に敵対するのか」東アジアにおける共生とケアを考える国際研究会、2018 年 8 月 24 日開催。

若尾典子「2012 年自民党改憲草案 24 条 1 項の『意義と任務』」日本学会会議講演会、2017 年 1 月 27 日開催。

〔図書〕(計 2 件)

若尾典子「『家族』と日本国憲法 牧野英一の『家族保護』論」山元一他編著『憲法の普遍性と歴史性』日本評論社、2019 年刊行予定。

若尾典子「自民党改憲草案二十四条の『ねらい』を問う」本田由紀他編著『国家がなぜ家族に干渉するのか 法案・政策の背後にあるもの』青弓社、2017 年。

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況 (計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号 (8 桁):

(2) 研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。